

(様式第1号)

平成26年度第2回 芦屋市都市景観審議会 会議録

日時	平成26年11月28日(金) 9:30~12:00
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	会長 三輪 康一 委員 栗山 尚子, 高野 佳子, 林 まゆみ, 前田 由利 村上 恵美子, 渋谷 準, 常城 晋治 欠席委員 小浦 久子, 木野下 章 事務局 宮崎技監, 林都市建設部参事, 東都市計画課長 辻都市計画課係長, 脇都市計画課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 技監挨拶
- (3) 委員の紹介
- (4) 事務局の紹介
- (5) 会議の成立報告
- (6) 会長選出
- (7) 会長の職務代理者の指名
- (8) 議事
 - ア 署名委員の指名
 - イ 議題
 - (ア) 説明事項
芦屋市景観形成基本計画の改定及び芦屋市景観計画の策定に係るパブリックコメントについて
 - (イ) 諮問事項
 - ア 芦屋市景観形成基本計画の改定について
 - イ 芦屋市景観計画の策定について
 - (ウ) 報告事項
 - ア 景観地区における認定状況について
 - イ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について
- (9) その他
- (10) 閉会

(開 会)

○事務局(東) おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、芦屋市都市景観審議会にご出席いただきありがとうございます。
私は、進行を努めさせていただきます都市計画課長の東です。よろしくお願い致します。
会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。当日配布資料といたしまして、
会議の次第、出席者名簿、パブリックコメントの手続において提出された市民意見と
それに対する市の考え方、報告事項に関する資料、揃っておりますでしょうか。

それでは、いつもでしたら市長、副市長に出席いただくところではありますが、ともに公務により欠席させていただいておりますので、宮崎技監より開会の挨拶をさせていただきます。

○宮崎技監 皆さんおはようございます。芦屋市技監の宮崎です。本日はお忙しい中芦屋市都市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、私の部屋はちょうどこの下の階にあるんですが、ここから六甲山を見ますと赤や黄色に染まりまして素晴らしい景観となっております。こうした景観を守りまた、まちづくりの中でより良くしていくことが市民の願いであり、それを芦屋市職員が日々努力していくことで成されていくと改めて感じているところでございます。芦屋市は本年4月に念願の景観行政団体になることができました。本市では20年前に阪神淡路大震災を受けましてそれ以降芦屋らしい復興を成し遂げるために様々な景観施策を進めてきたところではありますが、景観行政団体となることで、名実ともに独自の景観施策を打ち出すことができるようになりました。これを受けまして、本日議題にも上がっております景観計画の策定とともに、芦屋市独自の屋外広告物条例の策定など引き続き進めていきまして、住宅都市芦屋というブランドにふさわしい緑豊かな美しい芦屋をめざして、まちづくりを進めていきたいと考えております。皆様方におかれましては引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。また、本日の審議でございまして、前回7月30日にご説明いたしました、芦屋市景観条例に定める芦屋市景観形成基本計画の改定及び景観法に定める芦屋市景観計画の案につきましてパブリックコメントを行いましたので、その中で市民から提出された意見と、それに対する所管課の回答を説明するとともに、当審議会の意見を反映いたしまして一部変更いたしました内容について諮問いたしますので、審議の方よろしくお願いたします。

○事務局（東） ありがとうございます。それでは、次第に従い会議を進めさせていただきます。次第の3番目の委員の紹介でございますが、委員の任期が平成26年の10月末をもって満了することに伴いまして、久委員と小林委員がご退任されましたので、新たに大阪大学准教授の小浦久子先生と神戸大学助教の栗山尚子先生に新たに委員をお勤めいただくことになりました。

また、市民委員につきましては、公募による選定を行ったところ、前回に引き続き渋谷委員にお勤めいただくことになりました。

そのほかの委員の皆様につきましては、引き続きお引き受けいただくようお願いいたしましたところ、ご快諾くださいましたので、今回も継続してお勤めいただきます。

本来であれば、市長より委嘱状を交付させていただきたくところがございますが、公務多忙により省略させていただきます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、委嘱状については、失礼と存じますが、あらかじめお手元に配布させていただいておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが栗山委員から順番に簡単に自己紹介をお願いいたします。

○栗山委員 おはようございます。神戸大学の栗山と申します。私は神戸大学に努めて12年ほどになりますが、専門分野は都市景観、都市計画、まちづくりといった分野に取り組んでおります。三輪先生そして三輪研究室の学生とともに眺望景観の保全手法ですとか歴史的町並み景観の保全手法、また、まちづくり組織、エリアマネジメントをどう進めていったらいいかなどの研究に取り組んできました。都市景観審議会では他都市では伊丹市、川西市、三田市、尼崎市等、いくつかの市でお世話になっております。芦屋市に関しては、アカデミックな業界では非常に注目されておりますので、この場に居させていただくことを光栄に思っております。

○高野委員 この近くでソフィックス研究所という事業をやっております、高野と申します。よろしくお願いたします。何期か勤めさせていただいておりますが、なかなかアドバイスなどお役にたてていないかと思っておりますので、今期からまた頑張ってお手伝いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

- 前田委員 おはようございます。YURI DESIGNの前田と申します。神戸市の東灘区で設計事務所をしておりまして、主に建物緑化をいろいろと手掛けさせていただいております。芦屋市では景観アドバイザーもさせていただいております。よろしくお願いいたします。
- 三輪委員 神戸大学の三輪と申します。よろしくお願いいたします。
- 村上委員 村上と申します。大阪で仕事をしております。家は芦屋の岩園町にあります。よろしくお願いいたします。
- 林委員 林まゆみです。淡路にあります兵庫県立大学の緑環境景観マネジメント研究科というキャンパスに努めております。自宅は東灘区ですが以前芦屋に住んでおりまして、芦屋はいろんな意味で関係が深いところだと思っております。よろしくお願いいたします。
- 常城委員 おはようございます。兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事の常城と申します。よろしくお願いいたします。阪神北ということですが、以前阪神南にまちづくり参事があったのですが組織改正がありまして、宝塚土木で阪神南地域も所管することになりましたのでよろしくお願いいたします。
- 渋谷委員 おはようございます。市民委員の渋谷と申します。前回に引き続き再選していただきありがとうございます。前はあまりお役にたつこともなく、この場で皆様にあったんお別れの挨拶をしたのですが、再び皆様のお顔を見ることができうれしく思っております。今期も頑張っまいりますのでよろしくお願いいたします。
- 事務局（東） ありがとうございます。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。改めまして、宮崎技監から順番にお願いします。
- 宮崎技監 技監の宮崎です。よろしくお願いいたします。
- 林参事 おはようございます。都市建設部参事の林でございます。よろしくお願いいたします。
- 辻係長 都市計画課まちづくり係長の辻と申します。よろしくお願いいたします。
- 脇 都市計画課の脇です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（東） 改めまして都市計画課長の東と申します。よろしくお願いいたします。以上で事務局の紹介は終わります。

続きまして、会議の成立報告でございますが、委員10名中8名の方にご出席いただいておりますので、会議は成立しております。

まず、会議の公開についての取り扱いでございます。本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で、委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。一定条件とは、同条例第19条の第1号では、非公開が含まれている事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき、第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されています。本日の議題につきましては、これらに該当するものは特になく、非公開とすることはございませんので、公開するというにしたいと思っております。ご異議はございませんでしょうか。

はい、それでは公開とさせていただきます。

次に、「6 会長選出」に移らせていただきます。お手元の資料の芦屋市景観審議会規則の第3条第1項に「審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。」と規定をしています。

事務局といたしましては、特にご異議がないようでしたら、引き続き三輪委員さんをお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、会長は三輪委員をお願いしたいと思っております。三輪会長には大変お世話をおかけいたしますが、皆様のご承認をいただきましたので、引き続き芦屋市都市景観審議会の会長をよろしくお願いいたします。

それでは、最初に一言ご挨拶をいただきまして、引き続き進行をよろしくお願いいたします。

○三輪会長 今、会長に選出していただきました三輪でございます。これまでも芦屋市の景観審議会で会長という事で務めさせていただいておりましたが、あまり長いことやるのもどうかという気も致しますが。さきほどお話にもありましたが、芦屋市景観法に基づく景観行政団体にこのたびなられて、今回は景観計画に係る審議という事でございますが、一つの節目になるかなと思います。だいたい制度的には出そろったという事もあるかと思いますが、これからいろいろ細かな景観施策についてまだまだやっていく必要があるんじゃないかと思っております。この審議会の役割もあると思います。皆様芦屋市の景観のためにご審議よろしくお願いたします。

それでは進めてまいりたいと思います。本日は次第によりまして議事を進めてまいります。7番目の「会長の職務代理者の指名」をさせていただきます。会長の職務代理者につきましては、先ほどご覧いただきました芦屋市都市景観審議会規則第3条第3項で、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」と規定されています。従いまして、私の方から小浦委員を会長の職務代理者と指名させていただきます。よろしいでしょうか。小浦先生今日はお休みですが。

○事務局（東） 事前に了解を得ております。

○三輪会長 そうですか。それではこれより議事に入りますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局（東） いらっしゃいません。

○三輪会長 次に本日の会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録には常城委員と高野委員に署名いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、議題に入りたいと思います。本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、説明事項1件、諮問事項2件、報告事項2件でございます。

説明事項の芦屋市景観形成基本計画の改定及び芦屋市景観計画の策定に係るパブリックコメントについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（辻） 都市計画課の辻と申します。よろしくお願いたします。

それでは、会議次第にございます説明事項の「芦屋市景観形成基本計画の改定及び芦屋市景観計画の策定に係るパブリックコメントについて」ご説明させていただきます。

おそれいりますが、座って説明させていただきます。

資料につきましては、本日お手元にお配りしております右上に「資料1」と書かれたA4の用紙をご覧ください。

前回の審議会においてご説明させていただいた「芦屋市景観基本計画の改定」及び「芦屋市景観計画の策定」に係るパブリックコメントですが、期間内に提出された意見の要旨とそれに対する市の考え方についてご説明させていただきます。

パブリックコメントは平成26年9月25日から10月24日にかけて行い、意見を提出された方は1名のみでございました。意見の要旨につきましては、計画に対する指摘ではなく、景観行政に係る要望や考え方が主だった内容となっております。

最初の意見としては、都市計画のデザインには具体的な指標が必要であるとしたうえで、現行の芦屋市の指標には不満があると申されております。それに対し市としましては、現行も色彩等の基準があり、敷地ごとの配慮方針なども作成していると説明したうえで、景観計画における景観方針についてもお伝えしております。

次に、都市デザインの専門家チームをコンペ等で公募すべき、というご意見については、都市景観審議会、景観アドバイザー、景観認定審査会といった専門家によって構成された第三者委員会の存在についてお伝えしております。

続いて、建築基準法に適合していても都市の美観を阻害している建物は建てられないようにしてほしい、というご意見については、現在の景観地区における認定制度がまさにそのシステム

に該当する旨の説明を行っております。

最後に、芦屋川を水の流れる川にしてほしい、とのご要望に対する市の考え方としましては、芦屋川が景観上重要な位置づけにあることは同意しながらも、水が流れる川とすること自体の優先度は低いとしております。

なお、これらの内容につきましては、12月15日号の広報紙及びホームページにおいて公表する予定です。

説明事項につきましては以上です。

○三輪会長 はい。ありがとうございます。ただいま、パブリックコメントで提出された市民意見の要旨の説明とそれに対する市の考え方について説明いただきましたが、何かこれについて、ご意見とかご質問ありますでしょうか。

パブリックコメントは、景観形成基本計画の内容と景観計画の内容と別々に意見をとったのでしょうか。

○事務局（東） そうです。ほかにも都市計画の見直しであるとか、風致地区を芦屋市が受け持つことになるとか、区画整備事業の見直しなどを同時期にやる形になっており、分かりにくい取扱いになっておりましたので、ご本人様に確認させていただいて、景観のパブリックコメントに該当するという事でしたので本日ご説明させていただきました。

○三輪会長 具体的に景観形成基本計画や景観計画の内容に対する意見ではなかったということでしょうか。

○事務局（東） そうです。

○三輪会長 市の方の考え方については意見された方にお伝えされたのでしょうか。

○事務局（東） 直接お渡しはしません。先ほど、ご説明いたしました通り、広報なりホームページなどで回答することになっております。

○三輪会長 いかがでしょうか。

○常城委員 最後の「芦屋川を水の流れる川とすること」とおっしゃっていらっしゃるが、全然水が流れていないということをおっしゃられているのでしょうか。言われている意味が分かりにくいのと、それに対する答えの対応がどうかと思います。

○事務局（東） 特に上流の方は流れていますが、43号線以南は流れていない状況がそれなりの期間ございますので、流れている方がいいと。水がしみこまないように、川に常に水が流れるようにした方がいいのではないかというご意見でございます。治水という観点から申し上げますと、水が浸み込む方がいいというご意見もあるかと思いますが、それほどの費用をかけてまでする必要があるのかという考えがございます。川の水の有り無しではなく、芦屋川全体が持っている雰囲気であるとか、兩岸にある並木であるとか、さらに向こう側の民地の緑豊かなお家であるとか、それが芦屋川の魅力であると考えて特別景観地区としております。また、今回の景観計画においては景観重要公共施設として県の方にもご協力いただいで、指定もさせていただきたいと考えておりますので、そういう意味では大事にしていこうという考えではありますが、水が常に流れていることが必ずしも必要な要素ではないという考えで回答させていただきます。

○村上委員 同じところで、趣旨として良くわかりますが、回答としてこういった文書で表に出すというのはすごく違和感、抵抗感がある。もう少し表現を変えろとか、川は水がないと川にならないですし、こういう表現はまずいと思います。

○事務局（東） 配慮した内容に訂正させていただきます。いわゆる費用対効果の話もごさいますし、川の水が浸み込むことも一定必要なことだと思われま。景観の意見に対して治水の話をしてご理解いただけないかと思いますが、多大な費用をかけてそういったことをすることが優先順位として高いとは言えないといった表現方法に替えて配慮させていただきたいと考えております。

○渋谷委員　　私は近くに住んでいて、よく川に行くんですが、三分の一くらいの期間は流れていない時期があります。雨が降ったときは流れますが、それからしばらく経つと阪神から南が乾燥地帯のようになっていきます。それで特に違和感があるかと言われるとそうでもない。こんなもんかなという感じです。川に小魚がいるとか書かれています。それはもう少し上流の阪急の辺りの話で、その辺りではもう少し水量があって小魚が泳いでいるのが見えたりする。短い区間、43号線の下から海までが時々乾燥している。常に流れていないというわけではなく、雨が降ったら川として流れているし、定期的に雑草も刈ってくれているので、景観的には問題ないと感じています。

○林委員　　この話ばかりで申し訳ないですが、JRの上を川が流れていますよね。そのことが影響して伏流水が発生して、下流の水量が抑制させたりする可能性があったりするのでしょうか。技術的なことがどうなっているのか気になっているのですが。

○林参事　　芦屋川はご存じの通り天井川で、JRの上を流れているんですけれども、それが影響しているという事ではないです。阪急からJRの辺りは三面張りの構造になっているのですが、下流の方は昔のまま砂の川底になっているので伏流水として浸透している状況です。

○三輪会長　　景観形成基本計画なり景観計画に直接該当するというご意見もございますので、それに対して、今委員の皆さんからご指摘があった部分については配慮いただきますようお願いいたします。

それでは、諮問事項でございますが、芦屋市景観形成基本計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（辻）　それでは、諮問事項のア「芦屋市景観形成基本計画の改定について」ご説明させていただきます。

おそれいりますが、座って説明させていただきます。

事前に郵送いたしております資料の1ページをご覧ください。なお、説明の中で言及するページ数については、ページ下部中央かっこ内の数字をご参照くださいますようお願い申し上げます。

前回ご説明しました通り、芦屋市景観形成基本計画については、芦屋市都市景観条例に基づき平成8年に定めておりますが、策定より17年余りが経過し、内容や表記について修正する必要が生じているため、大幅な計画の変更はせず、時点修正を行うものでございます。しかしながら、前回の審議会において、委員の皆様より幾つかご意見を頂戴しており、部分的に修正をしておりますので、今回はその修正部分を主にご説明させていただきます。

資料の9ページと10ページをご覧ください。ここに記載されている本市が目指すべき都市景観形成目標について、「①これまでの美しい芦屋の景観をまもる」「②これからの美しい芦屋の景観をつくる」とありますが、「そだてる」という観点が抜けているのでは、という指摘を前回いただきました。このため、この2項目に続いて「③これからの美しい芦屋の景観をそだてる」という項目を付加し、市民主体で景観を育てることの重要性を記載しております。また、この修正に伴い、資料の12ページにございます景観形成の基本姿勢の「②守り、創り、育てる都市景観形成」の後段において、長期的視野において景観を育てることの重要性とそのための配慮を付加しております。

次に、資料の14ページをご覧ください。ここに記載されております芦屋の都市景観特性において、市街地の区分を4つのゾーンに分けておりますが、芦屋を代表する自然景観である六甲山と大阪湾についての記載がなく、本市がこの4つのゾーンのみで構成されているような印象を与えていたため、今回改めて景観特性の項目において自然景観の表記を付加しております。

諮問事項のアについては、以上です。

○三輪会長　　はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。前回からの審議会でのご意見を反映した形に修正いただいています。ご質問ご意見ございましたらお伺いしたいと思ひ

ます。

10ページの「③これからの美しい芦屋をそだてる」そだてるとは、市民が景観形成に積極的に関わるといったことを意味しているということですね。

よろしいでしょうか。それでは、特にご意見はないようです。これは諮問事項でございますので、この景観形成基本計画の改定について当審議会として同意するという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、景観形成基本計画の改定について当審議会として同意することとします。

それでは続きまして諮問事項の二つ目、イ芦屋市景観計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(辻) それでは、諮問事項のイ「芦屋市景観計画の策定について」ご説明させていただきます。

おそれいりますが、座って説明させていただきます。

資料の35ページからが今回の説明資料となります。

前回ご説明しました通り、景観計画は景観法に基づく法定計画で、法により記載すべき内容が定められております。本市が今年の4月に景観行政団体となり、景観計画を定めることができるようになりましたので、来年1月の決定を目標に、手続きを進めております。

計画の策定において、当審議会以外に、都市計画審議会、景観アドバイザー、景観認定審査会、まちづくり連絡協議会、景観計画重点地区の自治会長等にご意見をお伺いしたところ、多数のご意見を頂戴し、一部内容を変更しておりますので、主な修正箇所を中心にご説明させていただきます。

資料の41ページをご覧ください。第1章では景観計画の策定に至った背景と景観計画区域について記載しております。第1項では、景観の定義、意義について、以前よりも市民の目線を特に意識して、市民の方に伝わりやすい書き方となるよう修正しております。第2項では、本市の現在の景観だけではなく、過去からどのように継承されているか、歴史や経緯、まちづくりの手法などの観点から、具体的に説明するように修正しております。第3項では、景観計画の位置づけを図によって説明してはいたしましたが、何を伝えたいかが不明確であったため、これまでの本市における景観行政の取り組みを図も交えながら説明し、計画の策定に至った経緯を明確にすることにより、これまでの景観施策との関係性を表しております。第4項における景観計画区域の考え方は変更してはおりませんが、全体の地図について、本市の外形だけではなく、大まかな概要が分かるようなものに修正しております。ちなみに、前回ご指摘をいただいている宮川沿岸における国道2号以南の部分につきましては、現時点ではこのままで進めたいと考えておりますが、今後の景観形成における課題であると認識しております。

続いて、資料の48ページをご覧ください。第2章では本市の地域別景観特性をまとめておりますが、第1項で景観形成基本計画にある芦屋の景観構造を前段として記載するようにし、基本計画との整合性を高めています。また、第2項の地域別景観特性については、以前10地区に区分してはいたしましたが、修正後は6種類の項目に基づいてさらに細区分し、合計15の地域において、それぞれの景観特性をまとめております。また、地域ごとに着色した図面を添付し、市民の方が、自分の住んでいる地域がどこに該当しどういった配慮をすればよいか、読み取りやすいようにしております。資料の71ページには、景観への配慮方針の意義と重要性について説明しておりますが、以前よりさらに重要性を強調するものとなるよう記載内容を修正しております。

資料の73ページから記載されております、第3章の緑化を中心とした新たな規制内容については、特に大きな変更はございません。これらの内容については、前回の審議会でも市民への説明を求める意見を頂戴しており、実際に地域への影響は大きいと思われましたので、新たな

規制を行う地域の自治会長に対し、個別で説明を行い、概ね了承を得ております。資料の79ページに記載されております屋外広告物につきましては、規制の詳細は別途独自条例を策定するという方針に変更はありませんが、大きな考え方として「屋外広告物規制重点路線」を表記し、前述しました景観計画重点地区と合わせ、屋外広告物に関する規制を行ってまいります。

次に、資料の80ページから記載しております第4章ですが、当景観審議会を含め、本市においてご尽力いただいております第三者機関について記載しております。内容は、より分かりやすい表現に修正し、図については申請の流れを表すのではなく、各機関の役割と市との関係性を表現することにより、本市の景観行政において不可欠な存在であることをあらわしています。

第5章については、大きな変更等はございません。

続いて、資料の83ページからをご覧ください。第6章において、芦屋川を景観重要公共施設に指定するという方向性に変更はございませんが、まちづくり連絡協議会の場で、市民の方から、公共施設を維持管理する市の立場において、景観上配慮すべき内容を記載する必要性について意見がございましたので、第2項で「その他の公共施設」という項目を新たに設け、新しく表記しております。前回の審議会でご意見がございました街路樹の考え方につきましても、ここに記載しております。しかしながら、街路樹については、景観上重要な役割を果たす一方で、落葉等による地域清掃の負担増大という一面もあることから、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

最後に第7章として、市民及び事業者に対するメッセージを記載しております。これにより、一人でも多くの方が本市の景観形成に関心を持っていただき、主体的に取り組んでいくことを望んでおります。

諮問事項のイについては以上です。

- 三輪会長 はい。ありがとうございます。今、景観計画の内容については前回ご審議いただいた後にいろんなところにご意見を頂戴してそれを反映されているという事です。ざっとしたご説明だったからわかりにくい部分もあったかと思いますが。例えば41ページのところをもう少しわかりやすく説明いただけますでしょうか。
- 事務局(辻) 前回の資料においては、景観というところは景色や眺めから成り立つとざっくりと説明していたところを項目立ていたしまして、景色が景観を生み出す関係性を持っているということと、眺めということが見られることの社会性について景観を生み出しているという事を表現しています。特にこちらの方に関しましては個人の方が個人の自由で建てる建物だけではなく、見られることによって社会性が生み出されていると。そういうことによって美しい景観が構成されているという事を、市民の方また事業者の方に伝わりやすくなるようにしております。特に42ページの2つ目の段落、第1項の最後の段落の部分ですが、「土地や建築物は個人の財産であり、公園や街路、河川などは公共主体が管理するものですが、これらが相互に関係しあって自然条件と折り合いながら形成される美しい景観は市民共有の財産です」という部分で、市民の方、事業者の方、また、芦屋市行政の立場からにおいても一つ一つの建物や工作物に配慮するだけでなく、全体が生み出している景観とそれについても市民の財産であるという認識を持つように記載をさせていただいております。
- 三輪会長 そういう風な形で他のところでも修正されているという事ですね。何かご意見ありますでしょうか。
- 林委員 ちょっと細かいところまで読み込めていないのですが、出来上がった最後は公開されるんですね。市民の方が見られて細かく読む方もいらっしゃると思いますが、ざっと読む方も多いと思われます。だから、「第1章美しい芦屋をまもる・つくる・そだてる」のすぐ下にキャッチコピー的に市民の方がわかりやすいように、芦屋における「景観」とは、「けしき」景観を生み出す関係性、「ながめ」見られることの社会性を書いて、市民や行政皆が連携し

て美しい景観を実現するための指針となるものを策定しましたとか。もう少しわかりやすくする工夫があってもいいのではないかと思います。

42ページにある写真には芦屋の美しい景観を代表するような写真を選んでいただきたいと思います。あと、他の写真については小さかったり、大きかったり、上だったり下だったりしているが、普通であれば下の方に2つ並べるとか、イメージ写真として扱っている中でどの写真か分かった方がいいと思う。写真も非常に道路の面積が大きくて道路を見せているのかまちなみを見せているのかわからない。もう少しまちなみ景観を撮るようにしていただきたい。

- 三輪会長 林委員からのご指摘は、内容そのものというよりも公表した時の表現の仕方についてですが、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。
- 事務局（東） 趣旨については理解させていただきましたので、対応できる部分については修正していけたらと考えております。
- 三輪会長 景観計画は冊子等印刷物にされるのでしょうか。
- 事務局（東） はい。
- 三輪会長 それでは、その時に今意見が出たようにですね、キャッチコピーみたいなものを入れていただくと。あと、写真については差し替えが考えられますね。
- 事務局（東） そうですね。道路の部分についてはトリミングする等して対応できる部分もあるかと思いますが。道路の写真関係についてわかりにくい部分についてはわかりやすく配慮させていただきます。
- 三輪会長 計画の内容についての審議過程とは別に、最終的な表現として考えていただければと思います。
- 常城委員 概要版の様なものは作られますか。それで市民にもう少し薄い、分かりやすいパンフレットを作られるのかなと思いますので、そちらで分かりやすくできるのではないかと。
- 事務局（林） 先ほど林委員からご指摘があったように市民の方が読まれてすぐにわかるというものにはなっておりませんので、概要版を作ってキャッチコピーや写真を工夫したもので市民の方に対しては公開したいと考えております。
- 林委員 目次をもう少し噛み砕いて、文章化して章の初めに持ってくるとか、されるといいかと思います。
- 三輪会長 他にございませんでしょうか。
- 前田委員 79ページに屋外広告物についてというのがあるんですけども、具体的な指針というのは別に定められるのでしょうか。色や大きさについて。
- 事務局（東） はい。独自の屋外広告物条例を策定いたします。ただ、屋外広告物条例は定量的な、数値的なものになりますので、定量的なもので配慮できない部分についても一定の効力があるようにできたらという思いで記載しております。
- 前田委員 もう一点。これを見るとこの3か所以外は配慮しなくてもいいのかなという風に見受けられるのですが。例えば芦屋川とかですね、宮川とかですね。そういうところは指定されないのでしょうか。
- 事務局（東） それは明確に条例の中で組み立てようと考えております。
- 事務局（辻） 実際に、こちらの79ページの下2行の部分ですが、「景観計画重点区域」においても同様の検討を行う」と記載があります。つまり、景観計画重点区域は屋外広告物を含めた景観上の配慮を全体で行い、それとは別に、屋外広告物のみの重点路線としてこの3路線を位置づけておりますので、プラスアルファとご理解いただければ。
- 前田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 三輪会長 屋外広告物条例については、景観行政団体となりまして、これから独自条例を作っていくというわけですので、その前倒しの様な形でとらえていただければいいのではないのでしょうか。

- 高野委員 屋外広告物条例はだいたいどれぐらいの時期につくられる予定でしょうか。
- 事務局（東） 今、屋外広告物条例原案策定委員会を立ち上げて、3回ほど会議を開催させていただいております。年度内にあと2回ほど開催の予定がございます。概略は今年度末にはまとめ上げて、条例化に向けての精査をおこないます。県との協議が概ね半年ほどかかるという事ですので、規制の具体的な内容の集約と条例文としてのチェックを受け、半年ほど精査していただいて、周知期間も最低3か月ほどとらせていただきまして、再来年度頭、4月から施行できたらと考えております。

- 栗山委員 今回初めてなので、表現の部分になってしまうのですが、47ページの景観計画重点地区の地図、駅前を赤っぽい丸で表現しているのですが、阪神芦屋駅は表現しなくてもいいのでしょうか。また、駅前を重点的に行うという意味でされているのか、単に駅ですよという事で表現されているのかを確認したいのが1点です。

次に54ページの中低層住宅地域の地図ですが、アが北部中低層住宅区域、イが南部中低層住宅区域となっていて、文章を読めばJR線の北側が北部、南側が南部というのはわかるのですが、地図を見たときにわかりにくいのではないかとということ。また、57ページの商業地域の地図ですが、アが駅前商業地域、イが住商共存地域となっていますが、どのエリアがアでどのエリアがイなのかというのが、地元の方にとってはわかるかもしれませんが、わかりにくい部分があるかと思しますので、引き出し線を入れる等で分かりやすくした方が良く考えられます。以上3点です。

- 事務局（東） はい。わかりました。

- 三輪会長 47ページの赤で着色している部分は、凡例がないので何を指しているのか分からないのですが。

- 事務局（辻） こちらの地図については前回の資料では白黒の芦屋市の外形だけが分かる地図に景観重点区域の部分の色分けしていた地図となっていたところ、これだと初めて芦屋に来られた方が芦屋の状況がよくわからないのではないかとのご意見をいただいていた。そこで、緑の量を上から下までグラデーションに入れてみるとか、芦屋の鉄道について入れてみるとか、駅の周りを芦屋市の中心部分という事で概念的に示したものであって具体的な計画の意図というのはそこまでないです。阪神芦屋駅の部分が消えてしまっているのは、上から芦屋川沿岸地区の濃い色がかかっているのでたまたま消えてしまっているという部分があるのですが、誤解を招く可能性もありますので、検討させていただきます。

- 三輪会長 今、ご指摘がありました表記的な部分についてはご検討いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、これ以上の意見がないようですので、お諮りしたいと思います。この芦屋市景観計画にかかわる諮問ですが、当審議会といたしまして策定について同意という事でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、当審議会といたしまして同意することと致します。

次に、報告事項のア、景観地区における認定状況について、事務局から報告をお願いします。

- 事務局（辻） それでは、報告事項のア「景観地区における認定状況について」報告させていただきます。

恐れ入りますが、座って報告させていただきます。

お手元の当日配布資料の1枚目と2枚目をご覧ください。芦屋景観地区内における建築物等の認定状況と芦屋川特別景観地区内における建築物等の認定状況の今回は6月末までの情報をご報告させていただいておりますので、7月から10月末までの情報を載せております。大規模建築物については新築が5件、増築が2件、模様替えが1件、色彩の変更が7件、合計15件。その他の建築物につきましては、新築が101件、増築が8件、模様替えが1件、色彩の変更が10件、合計120件となっております。工作物につきましては、新設が4件で合計

が139件となっております。特別景観地区については、大規模建築物の件数は0件、その他の建築物につきましては新築が1件で合計1件となっております。大規模建築物についてはほとんどが共同住宅、その他の建築物についてはほとんどが戸建て住宅、認定工作物については、携帯のアンテナ、一部擁壁を含むものとなっております。以上です。

- 三輪会長 はい。ありがとうございます。今の報告事項でございますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。件数だけですので。これは7月から10月ですから4か月ですね。4か月で140件ですね。
 - 村上委員 質問いいですか。色彩の変更ですが、大規模建築物、その他の建築物、建物の吹付とかのことを言うのでしょうか。すごく数が多い気がするのですが。建てたときの許可した時の色をそのまま塗るというのも含めるのでしょうか。
 - 事務局（東） 景観地区を指定してからまだ日が浅いので、そういった事例は今のところないです。指定する前に建築された建物の塗り替えの時に申請を出していただいています。
 - 村上委員 昔建てた建物の色が合わないからこうしてほしいということはあるのでしょうか。
 - 事務局（東） 基準に合っている建物がほとんどですが、前と同じ色に塗りがえらとしても申請はしていただいています。
 - 村上委員 私の家の近くでも、グレーやベージュなどの落ち着いた色ではなく、黄色やピンクといったこれはどうかと思う家がちらほらある。そういうのも審査を受けてやっているのか疑わしいと思っています。
 - 事務局（東） マンション等の大規模の建築物より戸建ての建物については基準が緩やかになっている部分と全体の色については規定があるが、部分的に半分未満の部分についてはアクセントカラーとして許容していますので、致し方ないところもあるかと思えます。
 - 村上委員 基準がきちんと機能しているのかと疑問がありますので、お尋ねさせていただいたんですが。
 - 事務局（東） 市内をずっとパトロールするわけではないのですが、いろんなシチュエーションで市内を回り、申請漏れがある場合は申請するように指導をしています。
 - 村上委員 もしかしたら、勝手に自分でやってしまったという場合もあるのでしょうか。
 - 事務局（東） ゼロではないかもしれませんが。
 - 三輪会長 当然、新築とか増改築等の大規模なやり替えの場合は建築確認行為がありますから、申請が出てくるのですが、色彩の変更については景観についての申請は必要ですが、一般的には申請をするという認識が低くなってしまっている。あつてはいけないことですがけれども。
- よろしいでしょうか。それでは、もう一つの景観アドバイザー会議の開催状況についての報告をお願いします。
- 事務局（辻） 報告事項のイ「芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について」報告いたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

先ほどの資料の3枚目、4枚目、5枚目が今回の説明資料になります。今年の7月から10月にかけて合計2回のアドバイザー会議を開いております。第4回につきましては、平成26年7月24日、3名の景観アドバイザーにご出席いただきました。内容といたしましては春日町の自動車販売所。こちらの方は地図に位置を落しておりますが、国道2号線沿いの自動車販売所になります。東芦屋町につきましては芦屋川沿いの特別景観地区に位置する共同住宅になります。もう一つは、本市の岩園小学校と幼稚園が同時に建替え致しますので、その建て替え計画がアドバイザー会議にあがっております。自動車販売所につきましては景観認定審査会にかけまして、認定がすでに出しております。他の案件につきましては、現在協議中でございます。

第5回につきましては平成26年8月22日に開催いたしまして、4名のアドバイザーにご参加いただきました。こちらは六麓荘町の戸建て住宅となっております。本来であれば、大規模建築物ですので戸建て住宅が該当することはほとんどないのですが、稀に六麓荘町の比較的規模の大きい戸建て住宅が案件として出る場合がございます。こちらの方も認定審査会にかけて認定という事で終了しております。以上です。

○三輪会長 はい。ありがとうございました。今お聞きいただきましたように、2回開会されまして4件の案件が審議されたという事ですね。何かご質問とかご意見ありますでしょうか。アドバイザー会議の委員さんは大変なことだと思いますが。

よろしいでしょうか。それでは報告事項は以上とさせていただきます。これで予定されている議事は以上でございます。

事務局から何かございますか。

○事務局（東） はい。次回の審議会の開催予定ですが、来年の夏ごろを予定しております。内容といたしましては、屋外広告物の独自条例の制定について審議をお願いしたいと考えております。またよろしく願いいたします。

○三輪会長 本日審議いたしました、景観形成基本計画と景観計画については今後どのように進められる予定でしょうか。

○事務局（辻） 景観形成基本計画及び景観計画につきましては来年1月あけて早々の決定告示を予定しております。景観計画については決定告示とは別に効力の発生する日を告示内で表記しまして、来年4月1日の来年度からの施行を予定しております。

○三輪会長 特に景観計画は景観法に基づく景観計画でございます。4月1日から施行ではないのでしょうか。

○事務局（辻） 条例等では施行という言い方が一般的ですが、他市の事例などを調べると、決定告示の中で効力の発生する日という項目を設けておりますので、そのような言い方になります。

○三輪会長 景観法に基づく景観計画が来年から効力を発揮するという事になります。それでは、以上で終了です。今、東さんよりご説明がありました通り、今回は屋外広告物の芦屋市独自の条例についての審議となりますのでよろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様、長時間ありがとうございました。本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。